

現 場 説 明 書

工 事 名：令和 7 年度（仮称）市営住宅周枳団地新築工事

（建築主体工事）

工事場所：京都府京丹後市大宮町周枳 地内

工事期間：契約締結日翌日 から 令和 8 年 3 月 3 1 日

本現場説明書をもって、現場説明に替える。
（現場説明会は実施しません。）

令和 7 年 4 月

京丹後市 建設部 都市計画・建築住宅課

目 次

第 1 一般事項

1	位置及び周囲の状況等	2
2	施工にかかる条件	2
3	積算にかかる条件	5
4	参考数量書について	6
5	工事費内訳書の作成及び提出について	6
6	その他一般事項	6
7	質疑事項	8
8	図面の作成について	8

第 2 特記事項

● 1	セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する取扱いについて	9
● 2	排出ガス対策型建設機械の使用について	10
● 3	産業廃棄物運搬車輛の表示等	10
● 4	産業廃棄物税について	10
● 5	枠組足場の設置工法等について	11
● 6	特別管理産業廃棄物管理責任者について	11
○ 7	石綿事前調査結果の報告について	11
● 8	フロン排出抑制法の遵守について	12
● 9	環境等の保全	12
● 10	環境対策(低騒音型・超低騒音型建設機械の使用)	12
● 11	再生コンクリート砂を利用する場合の環境対策	12
● 12	届出等	13
● 13	不正軽油の使用防止	13
● 14	調査・試験に対する協力	13
● 15	過積載による違法運行の防止について	14
● 16	建設副産物の取扱い	14
● 17	化学物質を発散する建築材料等の使用制限	18
● 18	化学物質の室内濃度測定に係る特記事項	19
● 19	完成図書等の電子納品について	20
○ 20	建設発生土の搬出について	21
● 21	建設発生土等の受入について	22
● 22	府内産木材の積極的利用について	22

注) ●印は本工事に適用する。

第1 一般事項

1 位置及び周囲の状況等

- ・ 位置： 計画地は大宮町周枳に立地し、周辺には住宅地が広がっている。
又、周辺道路は生活道路であると共に通学路となっている。
工事にあたっては、交通渋滞・騒音・粉塵・振動・汚染排水等により、近隣住民に迷惑のかからないよう十分配慮すること。
- ・ 現在の状況： 計画地には昭和41年に建設されたCB造平屋建ての建物2棟
(合計10戸) 他が立地している。
- ・ 工事の概要： 今回「公営住宅等長寿命化計画」等に基づき、新たに市営住宅周枳団地の建替工事を行う。

2 施工にかかる条件

(1) 安全・災害防止対策等

- ア 工事用車両（関係車両すべて）の進入・退出は、ステッカー貼付等により工事関係車両であることを明らかにすること。
- イ 工事車両等の進入・退出・停車等にあたっては十分な注意を払い、通行者等の安全を第一に図ること。
- ウ 資材の搬入・搬出時には必ずシート等にてカバーし、土砂・木片等が飛散しないよう注意するとともに、タイヤ等に付着した土砂によって道路汚損等のないように注意すること。
- エ 道路等を汚損した場合は速やかに清掃等の復旧を行うこととし、工事期間中の進入・退出路にかかる維持管理（舗装・構造物等の保護養生及び補修等）は受注者で行うこと。
- オ 工事場外においても駐車制限・速度制限・積載制限等交通法規を遵守し、事故防止に万全を期すこと。
- カ 協力業者及び資材納入業者等にも指導を徹底すること。
- キ 工事により周囲の建物や工作物に汚損等が生じた場合は、受注者の責任で誠意を持って解決に努めること。
- ク 工事用車両（関係車両すべて）について、不正改造車の使用を排除すること。

(2) 施工計画等

- ア 工事説明
工事着手前には施工計画書を作成し、周辺自治会や近隣住民へ工事説明を行うこと。
又、説明書等の内容は遵守し工事期間中住民等とトラブルが発生しないよう努めること。
万一トラブルが発生した場合は誠意をもって解決に努めること。
- イ 仮設工事
設計図書等をもとに仮設計画を行い、確実な仮設工事を行うこと。
飯場の建設及び建物内での宿泊は禁止する。
- ウ 工事名称等の表示
工事名称等の表示は関連工事の受注者と協議の上、監督員の指示する場所に掲

示のこと。

(3) 工事場内外の管理

工事場内の資材の保管等については受注者において十分な管理を行うこととし、各工種・工程における廃材・ゴミ等についても、行為者を問わず受注者の責任において遅滞なく処理すること。

工事排水についても管理を徹底し、周辺排水路等に土砂等を流した場合は速やかに清掃を行うこと。

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、側溝等に流れないように適切な措置を行うこと。

(4) 作業時間

作業時間については、事前に施設管理者・施設入居者・近隣自治会等と調整の上、総合施工計画書に記載し、監督員の承諾を得ること。

(5) 建物完成時期と完成後の管理

工事完成（完成検査合格時）は入札公告又は指名通知書のとおりとし、完成から鍵渡しまでの管理については、本工事受注者の責任で行うこと。

なお、入居直前には、室内の清掃及び機器の点検等を行い鍵渡し時は立ち会うこと。

(6) 関連工事との協力

別途発注工事

「令和7年度（仮称）市営住宅周枳団地新築工事（電気設備工事）」

「令和7年度（仮称）市営住宅周枳団地新築工事（機械設備工事）」

「市営住宅周枳団地公共樹設置工事」

が発注される予定。

- ・ 円滑な工事の進捗と安全管理を図るため、関連工事の受注者と協力して工事安全協力会を組織すること。同協力会で要する経費については各社応分の負担を行うこと。
- ・ NTT関連工事の実施時期については、十分調整を行い、引き渡しまでに全ての作業が終わるよう配慮すること。

(7) 工事期間中、「公共建築工事標準仕様書」に定めるもののほか、監督員の指示した施工段階において、段階検査を受けなければならない。この際、受注者は工種、細別、確認の予定時期等を記載した随時検査願を事前に提出、承認を受けるとともに測定結果等を監督員に書面により報告すること。

(8) 工事期間中は監理事務所に工事監理受託者専用パソコン（OS(Windows8.1以上)、ワープロソフト、表計算ソフト等をインストール済み）を備え付けるとし、インターネット（メール送受信）環境を整え、セキュリティ対策を行うこと（常に最新の状態を保持すること）。

(9) 工事範囲内において工事用進入路確保のため行う鉄板敷き等の必要な措置は、

受注者で行うこと。

又、仮囲い等については、設計図書等をもとに確実に行うことと。なお、工事途上で屋外工事等のために仮囲い等の移設・一時撤去復旧が必要となった場合は、関連工事と十分な調整を行うこととし、必要に応じて可動フェンス(H=1.8m)等により工事範囲の明示と安全の確保を行うこと。

(10) 交通誘導警備員の配置

下記のとおり計上している。なお、道路管理者、所轄警察署と打合せの結果又は、変更に伴い員数等に増減が生じた場合は監督員と協議の上設計変更の対象とする。

又、交通誘導警備員は建築主体工事の積上げ共通費として計上しているため、各種工事協力して利用すること。

総計 270人

(交通誘導警備員A 0人、交通誘導警備員B 270人)

- | | |
|--------------|----------------------------|
| ・常時 | 交通誘導警備員A 0人/日 |
| | 交通誘導警備員B 1人/日 |
| ・大型車の出入りが多い日 | 交通誘導警備員A 0人増員/日 |
| | 交通誘導警備員B 0人増員/日 |

※必要に応じ現場周辺要所に配置

- ・配置時間は作業開始前後の準備・移動時間を含むものとし、昼の休憩時間も適宜配置のこと。

~~注) 交通誘導警備員Aは、警備員等の検定等に関する規則(平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号)に基づき交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)とする。~~

(11) 通行規制等

本工事地の進入路は市道八反田線であるため、進入・退出にあたっては道路管理者及び警察等と十分協議を行い、養生・補修・安全対策等、必要な措置を受注者で行うこと。

周辺道路は通学路のため、通学時間帯の車両の通行については原則禁止とし、細部について関係機関と十分協議を行うこと。

(12) 敷地内通路の通行確保

本工事地内の通路は工事期間中も確保する必要があるため、各通路の通行と安全の確保を行うこと。

(13) 東洋ゴム化工品(株)及びニッタ化工品(株)で製造された製品や材料を用いる場合について

受注者は、東洋ゴム化工品(株)及びニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下ゴム製品等という)を用いる際には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類(船舶安全法による検査の対象品については、予備検査合格証明書)を提出し、監督員の確認を得るものとする。

品質証明として実施する試験及び検査内容については、監督員と協議の上決定すること。

又、第三者による品質証明書類を提出し監督員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。

(14) 猛暑による作業不可能日

本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

ア 作業不能日数：4日間

イ アの日数は、環境省が公表する近畿地方京都_間人地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去5年分（R2年～R6年）について、本工事の工期に対応する期間（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）において、8時から17時の間にWBGT値が31以上となった時間を算定し、日数に換算したもの5年分を平均したもの。

ウ 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する近畿地方京都_間人地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））がアの日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

3 積算にかかる条件

(1) 積算上の工期設定について

本工事の共通費の積算は、公共建築工事共通費積算基準を適用しており、積算に係る標準工期は9.5か月とする（契約工期にはよらない）。

標準工期は入札参加業者各位が積算業務を行う上での参考として示すもので設計条件には該当しない。

~~(2) 一括発注の取り扱い~~

~~本工事の共通費の積算においては、以下の工事を主たる工事の工事費に含めて、元請けの共通費計算方法で積算している。~~

~~・主たる工事となる工事： _____ 工事~~

~~・主たる工事の計算方法により共通費の積算をした工事~~

~~_____ 工事~~

~~_____ 工事~~

(3) 積算基準の適用について

本工事の積算にあたっては、以下の基準を適用している。

ア 共通費

公共建築工事共通費積算基準（令和6年改定）

本工事の共通仮設費率、現場管理費率は以下の率を採用している。

建築工事(とりこわし工事以外) ●新営建築工事 ○改修建築工事

とりこわし工事 ○新営建築工事

電気設備工事
機械設備工事
昇降機設備工事

○新営電気設備工事 ○改修電気設備工事
○新営機械設備工事 ○改修機械設備工事
○昇降機設備工事

イ 標準単価

公共建築工事標準単価積算基準（令和6年度版）

4 参考数量書について

別添の参考数量書は、入札参加業者各位が積算業務を行う上での参考として公開するもので、設計条件となる設計図書には該当しないので、参考として利用すること。

5 工事費内訳書の作成及び提出について

工事費内訳書の作成及び提出にあたっては入札公告又は指名通知書による。

6 その他一般事項

（１）元下指針の遵守について

ア 受注者は、元請負人と下請負人の関係の適正化及び公共工事等に係る建設労働者の労働環境の確保を図ること。

イ 下請人の労働条件の悪化を防ぐため、一括下請負を禁止する。

ウ 受注者は、工事の施工にあたって下請契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京丹後市内に主たる営業所を有する者の中から優先して選定するよう努めるものとする（「公共発注の基本方針」（平成22年2月8日付け部局長通知））。

エ 受注者は、下請け契約を締結する場合、施工体系図を作成し、当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げ、当該工事に係る全ての下請契約ごとに下請契約書の写しを監督員に提出すること。又、建設業法に基づき、金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに作成したものの写しを監督員に提出すること。

（２）市内資材の調達について

受注者は、地域経済の活性化を図るため、建設資機材等に係る調達契約を締結する場合には、当該契約の相手方を京丹後市内に主たる営業所を有する者の中から優先して選定するよう努めるものとする（「公共発注の基本方針」（平成22年2月8日付け部局長通知））。

（３）技能士の適用について

受注者は各種工事の職種を問わず、積極的に「技能士」適用に努めること。

（４）高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況について

受注者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。

(5) 保険の付保及び事故の補償について

ア 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

イ 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

ウ 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書を工事請負契約締結後1か月以内に、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。又、現場事務所、工事現場の出入口等の見やすい場所に標識「建設業退職金共済組合制度適用事業主工事現場」を掲示するとともに、工事完成時に「建退共運営実績報告書」を提出しなければならない。

(ア) 受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を添付すること。

(イ) 受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること、又は建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すべきこと。

(ウ) 下請業者の規模が小さく、建退共制度に関する事務処理能力が十分でない場合には、元請業者に建退共制度への加入手続き、共済証紙の共済手帳への貼付等の事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者においてできる限り下請業者の事務の受託に努めること。

エ 労災補償に必要な法定外の保険契約（工事請負契約書第50条関係）について、受注者は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）に付すること。

オ 火災保険等（工事請負契約書第50条関係）について、建築工事は建設工事保険、設備工事は組立保険、改修工事はリフォーム保険等に付すること。保険証を提示し、その写しを提出すること。契約書第50条第1項によるその他の保険に付した場合も同様とする。

保険の対象は基礎工事を含み、請負契約の対象となっている工事全体とし、保険期間は工事対象物完成引渡しまでとする。

ただし、年間を通じて請け負った工事の全てを対象とする上記保険同等の保険に加入している場合は、本工事が付保されていることを証明する保険会社等の発行する証明書を提出すること。

(6) 工事实績情報の登録について

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変

更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成届提出後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

ただし、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

又、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更登録を省略できる。

※契約内容等に変更があった場合の対応

(ア) 工期、技術者等（主任技術者、監理技術者、現場代理人）に変更が生じた場合は、変更登録を行うこと。

(イ) 変更前請負代金額が500万円未満の工事が、変更契約により500万円以上となった場合は、受注登録を行うこと。

注) 工事請負代金額は、消費税及び地方消費税相当額を含む。

(7) 除雪作業について

工事の施工に際し、現場内外において除雪の必要が生じた場合は、除雪の実施方法及び処理方法等については、当該場所の除雪業者と調整し、監督員に報告すること。

7 質疑事項

設計図書等に関する質問書の提出期限及び提出先は、入札公告又は指名通知書による。

8 図面の作成について

(1) 工事着手前に以下の設計図を製本し提出すること

ア 正規版見開き製本0部(市0部)

イ 縮小版見開き製本2部(市2部)

(2) 工事引渡し時に以下の完成図を製本し提出すること(文字入)

ア 正規版見開き文字入製本1部

イ 縮小版見開き文字入製本2部

※引き渡し時に提出する完成図については、「工事目的物の完成時の状態を表現したもの」とし、設計変更等を踏まえ、設計図を修正したものを監理者及び設計者に確認し作成すること。

第2 特記事項

1 セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する取扱いについて

本工事は、「六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）」の対象工事であり、下記に示す工種について、六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。

又、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合には、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

六価クロム溶出試験対象工種及び検体数

地盤改良工	固結工	：配合設計段階	3	検体、施工後段階		検体
同上	表層安定処理工	：配合設計段階		検体、施工後段階		検体
同上	路床安定処理工	：配合設計段階		検体、施工後段階		検体
舗装工	各種舗装工	：配合設計段階		検体、施工後段階		検体
仮設工	地中連続壁工	：配合設計段階		検体、施工後段階		検体
合計						3 検体

タンクリーチング試験対象工種及び検体数

地盤改良工	固結工	：配合設計段階		検体、施工後段階		検体
同上	表層安定処理工	：配合設計段階		検体、施工後段階		検体
同上	路床安定処理工	：配合設計段階		検体、施工後段階		検体
舗装工	各種舗装工	：配合設計段階		検体、施工後段階		検体
仮設工	地中連続壁工	：配合設計段階		検体、施工後段階		検体
合計						検体

※検体数は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領による。

※試験により溶出量が土壤環境基準を超える場合、溶出量の少ない固化材の使用や配合設計の見直し等を行うこと。

※上記は建築主体工事の積上げ共通費として計上する。

2 排出ガス対策型建設機械の使用について

(1) 本工事において、下表に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス対策型のものを使用すること。

当該機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又は、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

(2) 施工現場において使用する建設機械が排出ガス対策型建設機械であることを確認できる写真を撮影し、監督員に提出すること。

(3) これによりがたい場合（受注者の都合による場合を除く）は、監督員と協議のうえ、設計変更等の処理を行うものとする。

(4) その他、本工事で使用する建設機械等については、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(オフロード法)」を適用する。

機 種	備 考
・バックホウ ・ブルドーザ ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （基礎工事用機械※の内、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ	・トラクタショベル（車輪式） ・発動発電機（可搬式） ・ホイールクレーン ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上、260kw以下）を搭載した建設機械に限る

3 産業廃棄物運搬車輛の表示等

工事現場から産業廃棄物を運搬する車輛（自己運搬を含む）には、法令*に従い車輛側面への表示及び書面の備え付けを行うこと。

※法令*：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）施行令第6条第1項第1号

4 産業廃棄物税について

(1) 平成17年4月1日より京都府産業廃棄物税条例に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

(2) 中間処分施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

(3) なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいる。

5 枠組足場の設置工法等について

受注者は足場工の施工にあたり、足場は手すり先行工法等に関するガイドラインについて（厚生労働省 基発第1226第2号）の働きやすい安心感のある足場に関する基準に適合する足場とし、足場の組立、解体及び変更の作業は、手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準の2の（1）手すり据置き方式又は（2）手すり先行専用足場方式に基づき行うこと。なお、上記手すり先行足場設置作業中の写真を提出すること。

6 特別管理産業廃棄物管理責任者について

アスベスト除去など特別管理産業廃棄物を生じる工事において排出事業者（元請負業者）は工事現場ごとに「特別管理産業廃棄物管理責任者」（以下「特管物管理責任者」という。）を設置すること（廃掃法12条の2第8項）。特管物管理責任者の資格者を専任できない場合は、当該工事担当者が工事着手までに特管物管理責任者に関する講習会を受講するか、又は、下請業者等の従業員の中の同講習会修了者を特管物管理責任者として選任すること。

その際、産業廃棄物の処分責任は排出事業者（元請業者）にあるという処分責任の所在を明確にするため、下請業者との契約書の中に次の内容を盛り込み、契約書の写しを提出すること。

- ・元請業者と下請業者との間で「特別管理産業廃棄物管理責任者」が従事する業務内容について明確かつ詳細に取り決めたもの。
- ・元請業者と下請業者との間で廃掃法に定める排出事業者に係る責任が元請業者に帰することが明確にされていること。
- ・又、上記業務内容について元請業者が適正な廃棄物処理に支障をきたすと認める場合は、「特別管理産業廃棄物管理責任者」を変更できること。

又、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置について事前に設置報告書を提出すること。

※特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会を受講する場合

問い合わせ先：公益社団法人 京都府産業廃棄物協会 TEL075-694-3402

~~7 石綿事前調査結果の報告について~~

~~建築物や工作物の解体等の作業を行うときは、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則等関係法令に基づき適切に石綿含有の事前調査を実施し、監督員に報告すること。建築物（及び工作物）の事前調査は必要な知識を有する者に実施させること。~~

~~また、一定規模以上の建築物又は工作物の解体工事では、労働基準監督署及び京都府に事前調査結果の報告を行うこと。~~

~~なお、報告は原則として石綿事前調査結果報告システムから電子申請で行うこと。~~
~~【石綿事前調査結果報告システム】 <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/>~~

8 フロン排出抑制法の遵守について

建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事において、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）で定める第一種特定製品の設置の有無について確認を行い、発注者へ書面を交付して説明すること。また、交付した書面の写しを交付した日から3年間保存すること。

9 環境等の保全

（１）工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。

（２）原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。

建設資材：国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等
建設機械：エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）に規定されているエネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車等

（３）調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。

（４）地域における伝統的行事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

10 環境対策（低騒音型・超低騒音型建設機械の使用）

本工事においては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定に基づき指定された建設機械を使用すること。

なお、生活環境を保全する必要がある、学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム等の敷地の周囲(80m)及び地元関係上必要と認められる場合を除き、監督員の書面による承諾を受けた場合にはこの限りではない。

11 再生コンクリート砂を利用する場合の環境対策

再生コンクリート砂を使用する場合は、事前に監督員と協議した上で、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果を提出するものとする。

なお、試験方法は、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月23日付け環境庁告示第46号）によるものとする。

試料は、使用する再生コンクリート砂として、各工事で1購入先当たり1検体の試験を行う。

なお、六価クロム溶出試験に必要な費用は、受注者が負担するものとする。

12 届出等

- (1) 受注者は、工事の施工に当たり、暴力団等からの不当要求又は工事妨害等を受けた場合は、速やかに所轄の警察署に届け出るとともに監督員に報告すること。
- (2) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求又は工事妨害等の排除対策を講じること。

13 不正軽油の使用防止

- (1) 軽油については J I S 規格軽油を使用すること。
- (2) 燃料調査を実施する時は協力をしなければならない。

14 調査・試験等に対する協力

- (1) 受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。
- (2) 受注者は、工事期間中の埋蔵文化財包蔵地における掘削等の立会等、関係機関の依頼に協力しなければならない。
- (3) 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次のような協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。
 - ・ 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
 - ・ 調査票を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
 - ・ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
 - ・ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- (4) 受注者は当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査・施行合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。又、工期経過後においても同様とする。
- (5) 受注者は、意図伝達業務受託者及び工事監理業務受託者の求めにより部分払いのための出来高確認が必要な場合には、当該工事における出来高確認に必要な出来高内訳書作成等の協力をする事。

15 過積載による違法運行の防止について

- (1) 積載重量制限を越えて工事用資機材及び土砂等を積み込まず、又、積み込ませないこと。
- (2) 運搬管理表を作成し、報告すること。

16 建設副産物の取扱い

- (1) 建設リサイクル法に基づく届出等について
 - ア 受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）第10条の対象となる工事の場合、同法第13条に基づき、工事請負契約時に書面にて必要事項を記載すること。
 - イ 上記の対象となる工事の場合、同法第11条に基づき、通知書に必要事項を記載の上、発注者あて提出すること。
- (2) 再生資源利用計画書について
 - 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。
 - 又、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
- (3) 受領書の交付について
 - 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
- (4) 再生資源利用促進計画について
 - 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。
 - 又、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
- (5) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等について
 - 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。
 - 又、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(6) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知について

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、上記「(4) 再生資源利用促進計画について」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と上記「(5) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等について」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(7) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等について

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

(8) 実施書について

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。

(9) 再生資源利用〔促進〕計画・実施書について

再生資源利用計画、再生資源利用促進計画及びその実施状況を記載する様式については、国土交通省ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm)に掲載の再生資源利用〔促進〕計画様式（建設リサイクル報告様式兼用）（EXCEL形式）を使用し、自社で工事完成後5年間保管すること。

提出は、紙1部及び上記ホームページに掲載の様式を用いて作成した電子データとする。ただし、建設副産物情報交換システムを利用の場合は、紙1部を提出すること。

(10) 運搬管理表を作成し、監督員に提出すること。

(11) 指定副産物の処分地（再生資源化施設等）について

次の受入施設は、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

指定副産物	会 社 名	住 所	備 考

(12) 特定建設資材の分別解体について

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第

104号)。以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

分別解体等の方法

建築物に係る解体工事 延べ床面積0m²

工程 ごとの 作業 内容及 解体 方法	工程	作業内容	分別解体の方法	備 考
	① 建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	手作業が原則 施行規則に定められている。 併用の場合の理由 ()
	② 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	手作業が原則 施行規則に定められている。 併用の場合の理由 ()
	③ 外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	軒樋・堅樋等は外装材
	④ 基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑤ その他 ()	その他取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	①～④に該当しない工種

建築物に係る新築工事 延べ床面積651.39m²

工程 ごとの 作業 内容及 解体 方法	工 程	作 業 内 容	分別解体の方法	備 考
	① 造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	② 基礎・基礎杭	基礎・基礎杭の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	
	③ 上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	
	④ 屋根	屋根の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	
	⑤ 建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用	

	⑥ その他（外構）	☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業 の併用	仮設工事等
--	-----------	--	---	-------

近隣における主な許可施設の名称及び所在地・受入条件については、各府県のホームページ及び産業廃棄物処理業者へ問い合わせで最新の状況を確認して処理を行うこと。

京都府ホームページ <http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/meibo.html>

兵庫県ホームページ http://www.kankyo.pref.hyogo.jp/JPN/apr/kankyodata/sanpais_hori/sanpaimeibo-index.htm

受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

17 化学物質を発散する建築材料等の使用制限

本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の各号を満たすものとする。

- (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- (2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- (3) 接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸-2-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- (4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- (5) 第1号、第3号及び第4号の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

※なお、ホルムアルデヒドを発散しないものとは発散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発散が極めて少ないものとは発散量が第三種のことをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。

18 化学物質の室内濃度測定に係る特記事項

(1) 測定箇所

- 建物内 (10) 箇所 ○屋外 () 箇所
 なお、測定する箇所(室)の特定については、監督員の指示による。

(2) 測定物質

測定	測定物質	基準値
●	ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm) 以下であること
●	トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm) 以下であること
●	キシレン	870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.20ppm) 以下であること
●	エチルベンゼン	3,800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm) 以下であること
●	スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm) 以下であること
	パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm) 以下であること

※●を測定すること。

(3) 採取条件

- ア 日照が多いことその他の理由から、測定の対象となる特定測定物質の濃度が相対的に高いと見込まれる箇所(室)において、採取を行うこと。
- イ 測定は中央付近の床から概ね1.2m～1.5mの高さにおいて採取すること。
- ウ 測定する箇所のすべての窓及び扉(造付家具、押入等の扉を含む)を30分間開放し、当該箇所の外部に面する窓及び扉を5時間以上閉鎖した後、採取すること。
 この間、当該測定箇所への出入りは最小限にとどめ、かつ、迅速に行うこと。
 なお、連続的な運転が確保できる全般(24時間)換気のための設備を有する箇所にあつては、当該換気設備を稼働させ、かつ、当該換気設備に係る給排気口を開放すること。
 (注) 5時間以上閉鎖の間に採取を開始してはならない。
- エ 採取を行う時間が24時間未満である場合にあっては、その中央の時刻が午後2時から午後3時までの間となるように採取時間を設定すること。
 (採取時間は、原則として24時間とする。ただし工程等の都合により、24時間測定が行えない場合は、8時間測定とすること。)

(4) 測定方法

- パッシブ形採取機器を用いる方法
 ○検知管法 ○検知紙法 ○定電位電解法 ○吸光光度法
 ○測定方法は、平成13年国土交通省告示第1347号に基づく評価方法基準の「第5-6-3(3)ロ」に定められた方法、機器によること。

(5) 厚生労働省が定める指針値を超えた場合の措置

- 発散源を特定し換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。

(6) 報告書の提出

採取にあたっては、採取年月日・採取条件を記録しておき、各測定物質・各箇所

(室) ごとに「化学物質の室内濃度測定結果等報告書」を作成し、各採取機器分析機関による分析結果にて指針値を下回ることを確認の上、完成検査時に提出すること。

測定値が指針値を上回ったときの再測定は本工事において行うこと。

[報告書作成にあたっての注意事項]

ア 「内装工事完了年月日」欄には、造付け家具の取付けその他これに類する工事を含む内装工事が完了した年月日を記入すること。

イ 「測定器具の名称」欄には、採取器具の名称を記入すること。

ウ 「製造者」欄には、採取器具の製造者の名称を記入すること。

エ 採取が2日以上に渡った場合は、「採取年月日」欄に採取開始日及び採取終了日を並記し、「採取時刻」欄には採取開始日における採取開始時刻と採取終了日における採取終了時間を並記すること。

オ 「室温」及び「相対湿度」欄には、採取開始時刻から採取終了時刻までの間の平均値を記入すること。

※上記は建築主体工事の積上げ共通費として計上する。

19 完成図書等の電子納品について

下表の対象範囲の図書等をまとめて、CD-Rにて納品すること。

項 目		電子納品対象
写真	完成写真	☒
	工事写真	☒
図面	完成図	☒
	施工図（建築）	☒
	施工図（設備）	☒
工程表等	実施工程表	☒
	工事実施状況報告書（全月報分）	☒
書類	諸官庁届出書類	☒
	再生資源利用[促進]計画書(実施書)	☒
	提出用ファイルデータ	
	京都府産木材証明書及びウッドマイレージCO2 計算書（PDF）	☒
		☐
		☐

※☒の資料について対象とする。

~~20 建設発生土の搬出について~~

~~(1) 当該工事による建設発生土については、建設工事等に有効に活用し得る資源であることから、利活用経費として計上している。搬出先に係らず、運搬費及び建設発生土利活用経費の変更は行わない。~~

~~なお、森林法・農地法・都市計画法、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に従い、また土砂条例の許可が不要な土地に処分する場合は、埋立て等に係る総面積（3,000㎡未満）を確認するなど、適正に処理できる搬入地を選定し、事前に監督員に書面で協議の上承諾を受けるものとする。~~

~~（「京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」（京都府土砂条例）リーフレット参照のこと）~~

~~(2) 受注者は建設発生土を利活用する際は施工前、施工後に必ず監督員による建設発生土利活用箇所の現地確認を求めなければならない。~~

~~(3) 受注者は、残土搬出地の盛土・埋立等の全体計画において、当該工事の発生土の埋立箇所・形状について図示した書面提出すること。ただし京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「土砂条例」という）による許可を受けている場所へ搬出する場合はこの限りではない。~~

~~(4) 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「土砂条例」という。）による許可を受けており（受ける予定であり）建設発生土利活用箇所には、土砂条例施行規則に規定する以下の書類が必要となる。受注者は土砂条例施行規則第7条第3項第13号及び第4項に規定する土壌調査を実施し、これらの書類を作成すること。~~

~~・土壌調査資料採取地点の位置を示す図面及び現場写真（第7条第3項第13号）~~

~~・土壌調査資料採取報告書（第4号様式）（第7条第3項第13号）~~

~~・土壌分析結果証明書（写し）（第7条第3項第13号）~~

~~なお、土壌調査費については、設計変更で対応することとする。~~

~~建設発生土利活用に必要な以下の資料は、監督員から受領すること。~~

~~・土砂発生元証明書（第3号様式）（第7条第3項第6号）~~

~~・土砂等の発生から処理までの処理工程図（第7条第3項第7号）~~

~~・土砂等の発生場所に係る位置を示す図面、現況図及び求積図（第7条第3項第11号）~~

~~・予定容量計算書（第7条3項12条）~~

~~詳しくは京都府ホームページ~~

~~「京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」~~

~~（<http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/1254731283875.html>）、保健所に問い合わせ確認のうえ処理すること。~~

~~(5) 建設発生土処理計画書・報告書の作成~~

~~ア 受注者は、工事を施工する場合において、あらかじめ建設発生土処理計画書を作成すること。なお、建設発生土処理計画書は施工計画書に含めて提出すること。~~

~~イ 建設発生土処理計画書には、森林法・農地法・都市計画法及び京都府土砂条例等との適合の確認できる資料を添付すること。~~

~~ウ 施工後は、建設発生土処理報告書を提出すること。~~

21 建設発生土等の受入について

建設発生土等を受け入れる場合（購入土を含む）は、土砂条例に基づき、以下の内容を確認する等、土砂を搬出する場合の取扱いに準じて土砂の安全性を確認すること。

（１）汚染要因に関する調査票を搬出先に求める

（２）汚染要因が認められる場合には、搬出先に土砂条例施行規則第７条第３項第１３号及び第４項に規定する土壌調査を依頼し、これらの書類を受理すること。

- ・土壌調査資料採取地点の位置を示す図面及び現場写真（第７条第３項第１３号）

- ・土壌調査資料採取報告書（第４号様式）（第７条第３項第１３号）

- ・土壌分析結果証明書（写し）（第７条第３項第１３号）

なお、土壌調査費については、設計変更で対応することとする。

発生土の受入に必要な以下の資料は、監督員から受領すること。

- ・土砂発生元証明書（第３号様式）（第７条第３項第６号）

- ・土砂等の発生から処理までの処理工程図（第７条第３項第７号）

- ・土砂等の発生場所に係る位置を示す図面、現況図及び求積図（第７条第３項第１１号）

- ・予定容量計算書（第７条第３項第１２条）

22 府内産木材の積極的利用について

（１）府内産木材利用計画書の提出

本工事は、京都府内産木材の利用を進める工事であり、受注者は京都府内産木材の仮設資材等への利用について、別添「府内産木材利用計画書」を提出することとする。

なお、やむを得ず府内産木材が利用できない場合は、監督員と協議の上、「府内産木材利用計画書」でその旨提出すること。

~~※府内産木材とは、京都府産木材認証制度により、認証又は証明が可能な本材をいう。~~

~~（２）府内産木材の利用用途~~

~~受注者は、仮設資材等において府内産木材を利用することとするが、その利用用途については、受注者が自由に選択できるものとする。~~

~~（３）府内産木材の使用量等~~

~~１工事あたりの木材使用量については、標準的な注意喚起用の工事用看板（500×1,400サイズ）１枚に相当する量（0.02m³）以上を必要とする。~~

~~（府内産木材製の工事看板を利用する場合は最低１枚以上設置すること。）~~

~~なお、府内産木材製の資材は今回工事で新規に購入するもののほか、受注者が所有する物に限り転用を認めるものとする。~~

~~（４）工事成績評定等~~

~~「府内産木材利用計画書」に従い、現場で利用した資材が府内産木材であること~~

~~がわかる設置状況写真とともに、京都府産木材認証制度で取扱事業体の認証を受けた事業体が発行する木製資材産地証明書の写しの提出により、府内産木材の利用が確認できた場合、成績評定における創意工夫において加点対象とする。~~
~~ただし、転用材の場合は加点対象としない。~~

~~(5) 参考~~

- ~~・ 京都府産木材認証で取扱事業体の認証を受けた事業体~~

~~京都府HP参照 <https://www.pref.kyoto.jp/rinmu/14100081.html#mokuji03>~~

~~3. 取扱事業体、緑の事業体の認定等の状況~~

~~(1) 取扱事業体（府内の事業所等が認定対象）~~

~~なお、京都府産木材認証制度により発行された「京都府産木材証明書」及び「ウッドマイル＝ジCO2計算書」は、取扱事業体が発行する木製資材産地証明書に代えることができる。~~

- ~~・ 府内産木材の活用例（仮設資材等）~~

~~工事用看板（別添参考図参照）、型枠、仮設柵、丁張り 等~~

様式

令和 年 月 日

(発注者) 様

受注者 住所
 氏名

府内産木材利用計画書

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 契約金額

府内産木材の利用計画について、以下のとおり報告します。

1	府内産木材の利用について ※ 右の欄のいずれかに○	① 利用する ② 利用しない
2	府内産木材の利用資材について ※ 右の欄の該当する番号等に○をつけ 、具体的な資材、数量を記載	仮設資材 (新規 ・ 転用)
3	府内産木材を利用できない理由 ※ 1において、② 利用しないとした 場合、右の欄にその理由を具体的に 記載	

(記入例)

様式

令和〇〇年〇〇月〇〇日

京都府知事 様

受注者 住所 京都府〇〇市〇〇町〇〇
氏名 (株)〇〇建設 〇〇〇〇

府内産木材利用計画書

- 1 工事名 〇〇川 〇〇〇〇工事
- 2 工事場所 〇〇市〇〇町〇〇地内
- 3 契約金額 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

府内産木材の利用計画について、以下のとおり報告します。

1	府内産木材の利用について ※ 右の欄のいずれかに○	① 利用する ② 利用しない
2	府内産木材の利用資材について ※ 右の欄の該当する番号等に○をつけ 、具体的な資材、数量を記載	仮設資材 (新規・転用) 木製工事用看板 1100タイプ 1枚 (0.03m ³)
3	府内産木材を利用できない理由 ※ 1において、② 利用しないとした 場合、右の欄にその理由を具体的に 記載	